

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市障害者扶養共済制度 掛金の減免	
根拠条例等・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市障害者扶養共済制度条例（平成17年12月22日条例第63号）第8条 ・堺市障害者扶養共済制度条例施行規則（平成18年3月31日規則第104号）第5条 	
所 管 課	健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	
審 査 基 準	<p>堺市の区域内に住所を有する加入者で掛金の納付が困難と認められる者で、次のいずれかの要件に該当する場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯に属する者 2. 市民税を課されている者がいない世帯に属する者 3. 市民税の所得割を課されている者がいない世帯に属する者 4. 複数の障害者について加入している者及び複数の加入者がいる世帯に属する者 5. 平成20年4月1日以後に加入等の申込を行った者で、加入者、当該加入者の配偶者及び当該加入者と同居し、生計を一にする者に係る前年(掛金の減免申請が1月1日から6月30日になされた場合は前々年。)の所得の額(特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第4条の例により算出した額をいう。)が、それぞれ同令第2条に定める額に相当する額未満である者 <p>※減免の適用期間は、減免申請書の提出があった月の属する月の翌月分から当該月の属する月後最初に到来する6月分まで。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	3週間
	標準処理期間を設定できない理由	